

花巻市国民健康保険税の 税率改正について

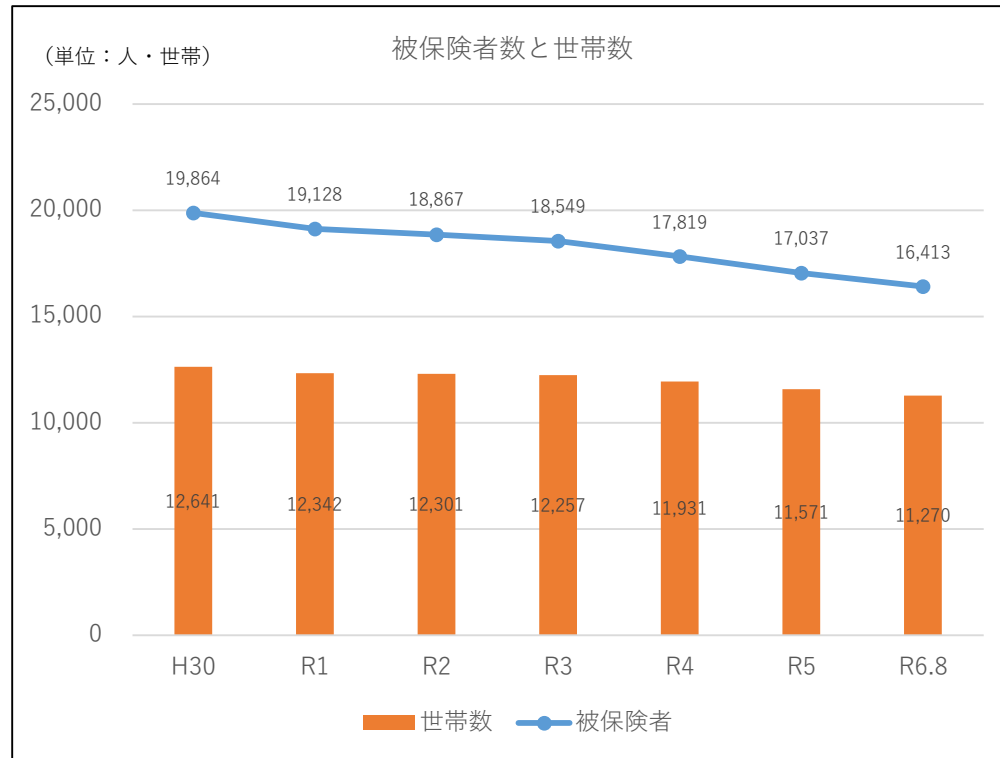
花巻市 健康福祉部 国保医療課
財務部 市民税課

1 花巻市の国民健康保険

■ 被保険者の状況

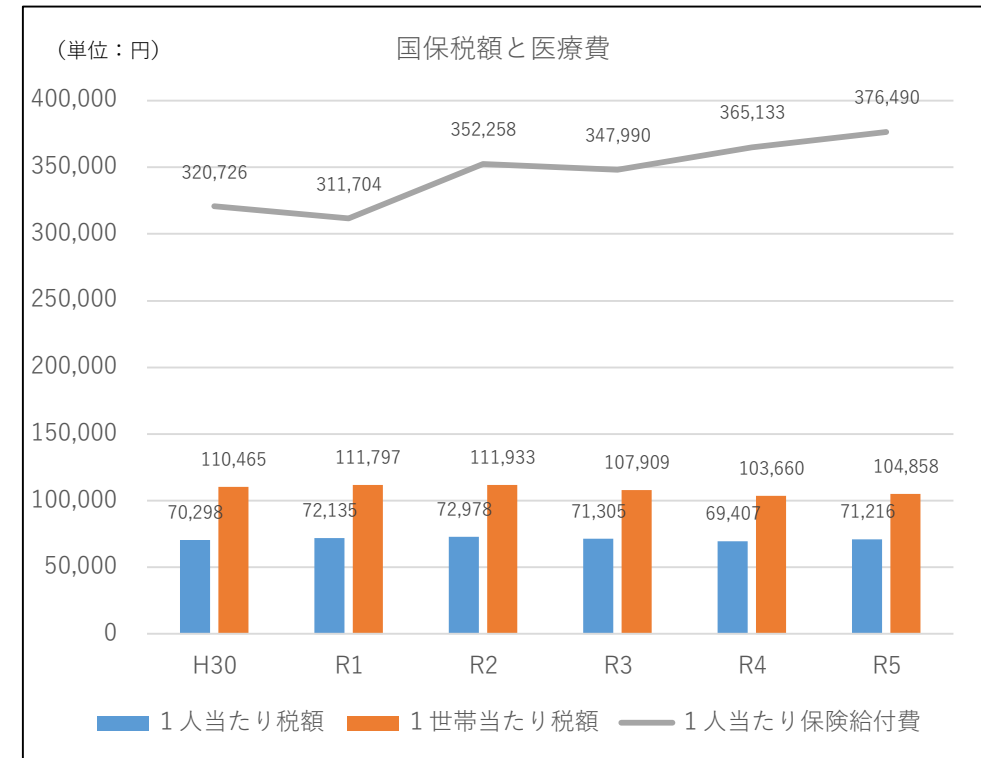
花巻市国民健康保険の被保険者・世帯の数は、年々減少傾向にあり、今後もその傾向が続くものと予測されます。

1人当たりの保険給付費は増加傾向にあるものの、国保税額はほぼ横ばいの傾向にあります。



➡被保険者数、世帯数は年度末のもの。

R6.8時点、依然として減少が続いている。



➡1人当たり税額、1世帯当たり税額ともに、ほぼ横ばいで推移

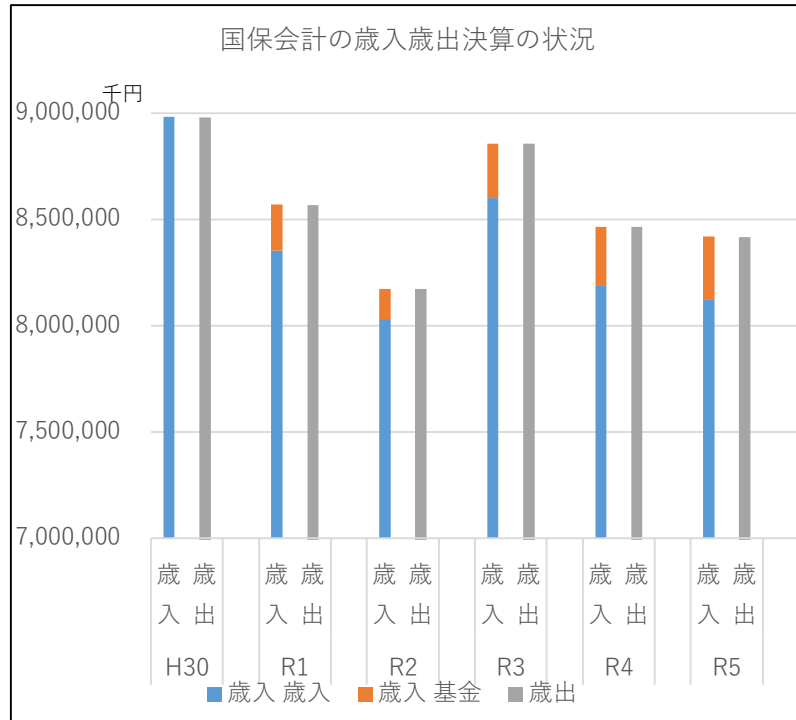
➡1人当たり医療費（保険給付費）は増加傾向

1 花巻市の国民健康保険

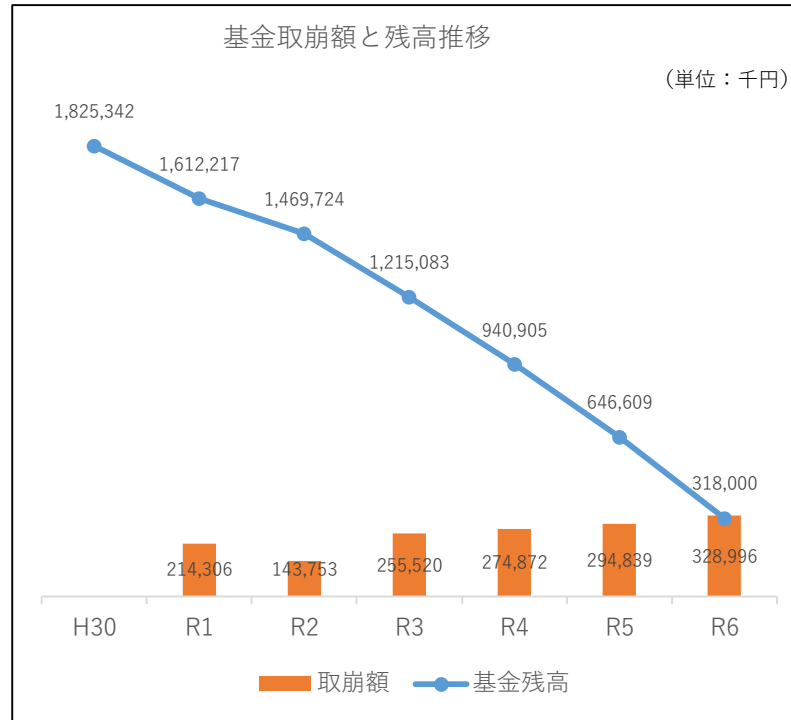
■ 国保会計の現状

花巻市の国民健康保険税は、H30年度に税率改正（引下げ）を行って以来、税率を据え置いたまま運営を行ってきました。

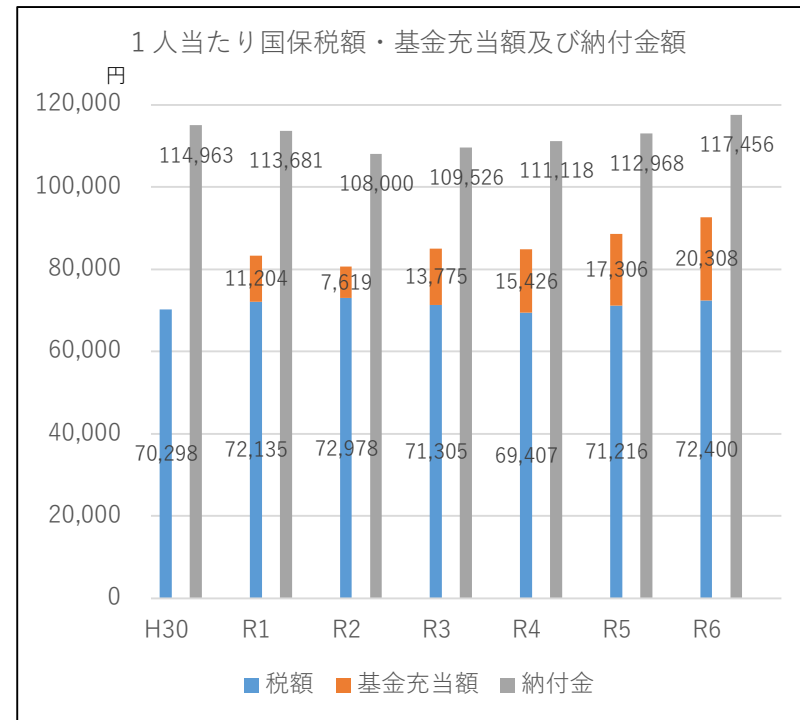
改正後の税率は、歳入より歳出が超過するため、R 1 年度以降は歳入不足分を基金により補填してきました。



➡ R 1 年度以降は基金を活用



➡ R 1 年度以降、毎年度1.5億円～3億円ほど取崩し
年々、取崩額は増加傾向
R6 年度末は約3.18億円の残高見込



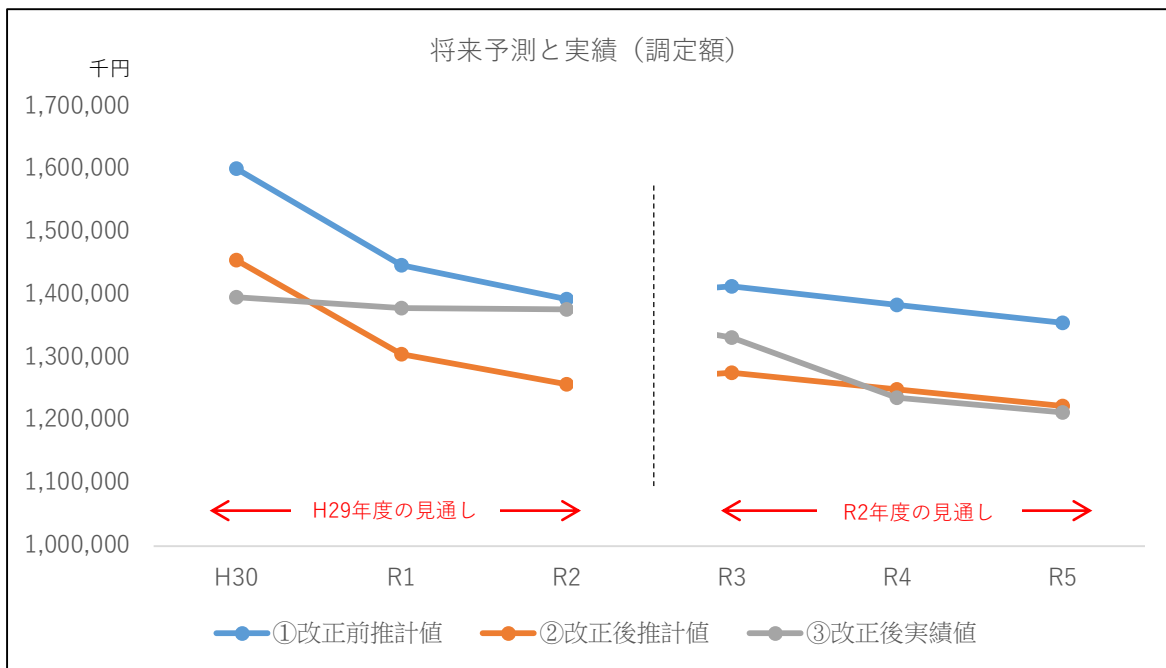
- ➡ 1 人当たりの税額は、ほぼ横ばいで推移。
※基金を活用することで、低い税額に抑えている
- ➡ 1 人当たりの基金充当額は、年々増加傾向
※基金充当額は、基金繰入額を被保険者数で割り返したもの。
- ➡ 1 人当たりの納付金額は、年々増加傾向。
※増加傾向にある医療費と同じ
- ➡ H30～R5は決算額、R 6は予算額

1 花巻市の国民健康保険

■ 税率改正時の将来見通しと検証

H30～R5年度までの国保税調定額の将来見込と実績は次の通り。

※税率改正時（H29年度）にたてた将来見通し（令和2年度まで）と令和2年度にたてた将来見通し（令和3年度以降）により検証



・減少見込額（②－①）

➡税率改正前と税率改正後の推計値の差額（H30～R5までの累計）は△826,718千円

・減少実績額（③－①）

➡税率改正前推計値と実績値の差額（H30～R5までの累計）は△660,994千円

・予測との乖離（②－③）

➡税率改正後推計値と実績値の差額（H30～R5までの累計）は+165,724千円

・H30年度税率改正の内容

H30年度から開始される「国民健康保険の都道府県化（標準税率）」への対応と被保険者の負担軽減を図ることを目的に、資産割の廃止や平等割額の引下げを行ったもの。この改正に伴い発生する歳入不足分は基金での補填を想定。

※市町村が保有する基金の取扱い

市町村が保有する基金が将来的に都道府県化に伴い県管理となる想定があったことから、基金を活用した税率改正としたもの。

・将来見込と実績の検証

税率改正後の推計値と実績値の差額は+165,724千円（累計）であった。

➡被保険者の所得を据え置いた状況で見通しを立てていたが、所得が上昇したため推計値より増えたもの。

※参考：1人当たり所得額（当初賦課時）

H30年度 646,054円 → R5年度 708,535円

・分析結果

国保税調定額が当初見込んでいた推計値を上回るものの、1人あたり税額はほぼ横ばい、医療費（保険給付費）は増加傾向にあることから、結果として歳入不足額は増加傾向にある（同様に基金の補填額も増加傾向にある）。

税率改正時は、毎年度2～3億円の基金を活用したうえで、近い将来に保険税水準が統一（完全統一）されることを想定していたが、結果として、保険税水準統一の議論が遅れ（R12年度以降に完全統一）、基金残高は318,000千円（R6年度末見込）まで減少する見込みである。

2 国民健康保険税に係る課題（税額の増加要因）

① 国民健康保険の構造的な課題

- 他の保険と比較して、加入者の平均年齢が高い
1人当たりの医療費が高い
平均所得が低い
- 被保険者数は減少傾向
➡人口減少、後期高齢者医療制度への移行、被用者保険の適用拡大
- 医療費は増加傾向
➡医療の高度化、高齢者の割合が大きい

	市町村国保	協会けんぽ	組合健保	共済組合	後期高齢者医療制度
被保険者数 (令和4年3月末)	1,716	1	1,388	85	47
加入者数 (令和4年3月末)	2,537万人 (1,690万世帯)	4,027万人 (被保険者2,507万人 被扶養者1,519万人)	2,838万人 (被保険者1,841万人 被扶養者1,197万人)	869万人 (被保険者477万人 被扶養者392万人)	1,843万人
加入者平均年齢 (令和3年度)	54.4歳	38.7歳	35.7歳	33.1歳	82.9歳
65～74歳の割合 (令和3年度)	45.2%	8.2%	3.5%	1.6%	1.6%(※1)
加入者一人当たり 医療費(令和3年度)	39.5万円	19.4万円	17.1万円	16.7万円	94.0万円
加入者一人当たり 平均所得(※2) (令和3年度)	93万円 (一世帯当たり 140万円)	169万円 (一世帯当たり(※3) 272万円)	237万円 (一世帯当たり(※3) 408万円)	252万円 (一世帯当たり(※3) 458万円)	88万円
加入者一人当たり 平均保険料 (令和3年度)(※4) <事業主負担込>	8.9万円 (一世帯当たり 13.5万円)	12.2万円<24.4万円> (被保険者一人当たり 19.6万円<39.2万円>)	13.5万円<29.5万円> (被保険者一人当たり 23.2万円<50.8万円>)	14.2万円<28.5万円> (被保険者一人当たり 25.9万円<51.8万円>)	7.6万円
保険料負担率	9.6%	7.2%	5.7%	5.6%	8.6%
公費負担	給付費等の50% +保険料軽減等	給付費等の16.4%	後期高齢者支援金等の 負担が重い保険者等への補助		給付費等の約50% +保険料軽減等
公費負担額(※5) (令和5年度予算ベース)	4兆1,487億円 (国2兆9,879億円)	1兆2,630億円 (全額国費)	731億円 (全額国費)		8兆9,293億円 (国5兆4,653億円)

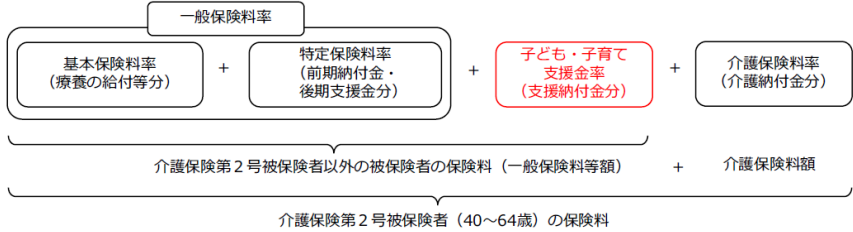
(出典：厚生労働省ホームページ)

今後、必要とする保険税額は増える見込み

② 「子ども・子育て支援金制度」の創設

少子化対策の財源の一部を賄うため、保険者が保険料と合わせて被保険者から徴収し、国に納付。R8年度から段階的に導入。

(参考) 改正後の健康保険法上の保険料に係る整理



R8年度以降「支援金」が加算(国保税の増額)

※支援金額には所得状況に応じた軽減(均等割7～2割)と子どもの10割軽減が適用される

子ども・子育て支援金に関する試算(医療保険加入者一人当たり平均月額)

	加入者一人当たり支援金額			(参考) 加入者一人当たり 医療保険料額 (令和3年度実績) (2)	(参考) ①/②
	令和8年度見込み額	令和9年度見込み額	令和10年度見込み額(①)		
全制度平均	250円	350円	450円	9,500円	4.7%
被用者保険	300円 (参考) 被保険者一人当たり 450円	400円 (参考) 被保険者一人当たり 600円	500円 (参考) 被保険者一人当たり 800円	10,800円 (参考) 被保険者一人当たり 17,900円	4.5%
協会けんぽ	250円 (参考) 被保険者一人当たり 400円	350円 (参考) 被保険者一人当たり 550円	450円 (参考) 被保険者一人当たり 700円	10,200円 (参考) 被保険者一人当たり 16,300円	4.3%
健保組合	300円 (参考) 被保険者一人当たり 500円	400円 (参考) 被保険者一人当たり 700円	500円 (参考) 被保険者一人当たり 850円	11,300円 (参考) 被保険者一人当たり 19,300円	4.6%
共済組合	350円 (参考) 被保険者一人当たり 550円	450円 (参考) 被保険者一人当たり 750円	600円 (参考) 被保険者一人当たり 950円	11,800円 (参考) 被保険者一人当たり 21,600円	4.9%
国民健康保険 (市町村国保)	250円 (参考) 一世帯当たり 350円	300円 (参考) 一世帯当たり 450円	400円 (参考) 一世帯当たり 600円	7,400円 (参考) 一世帯当たり 11,300円	5.3%
後期高齢者 医療制度	200円	250円	350円	6,300円	5.3%

(出典：こども家庭庁ホームページ)

2 国民健康保険税に係る課題（税額の増加要因）

③ 保険税水準の統一による影響

■ 「国民健康保険の都道府県化」における県と市町村の役割（図①）

- ・「都道府県」は、都道府県全体の財政運営の責任主体
 - ➡県全体の医療費見込を算出し、市町村から「納付金」を徴収
 - ➡市町村が納めた納付金を、「交付金」（市町村が支出する保険給付費）として支出
- ・「市町村」は保険税の賦課・徴収、保険給付、保健事業などを実施
 - ➡賦課徴収した保険税は県に「納付金」として納める

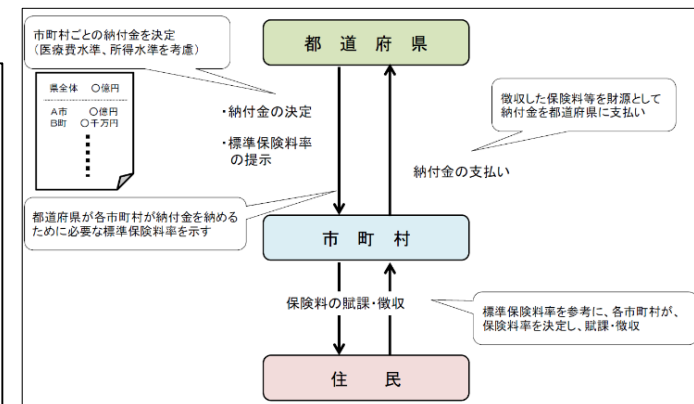
■ 岩手県における都道府県化の取組

「第3期岩手県国民健康運営方針」を策定（R6.3）し「保険税水準の統一」について決定（図②）

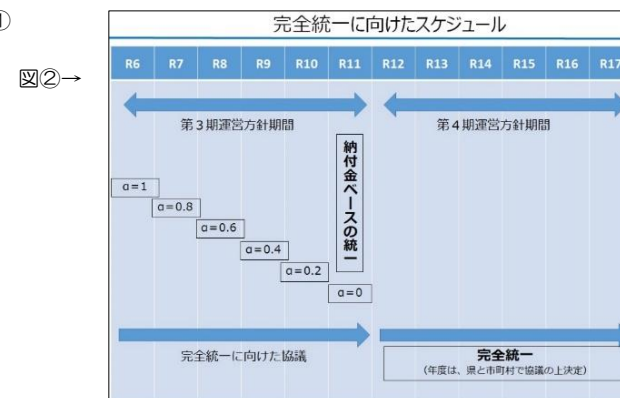
- ・「納付金ベースの統一」をR7年度から段階的に開始、R11年度に統一
 - ➡納付金算定時に市町村ごとに異なる医療費水準を反映しない（図③）
 - ※市町村単位での保険税上昇要因（感染症、高額医療の発生など）を県内市町村全体に分散
- ・「完全統一」はR12年度から17年度に実施（実施時期は今後決定）
 - ➡県内市町村すべてが同じ保険税率

医療費水準が低い「花巻市」は税負担が増える

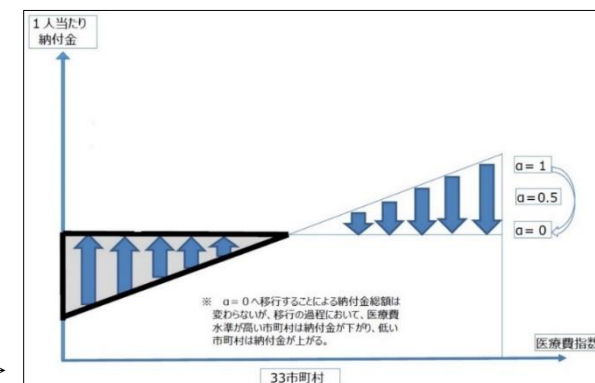
- ➡統一することで負担が増える市町村には「激変緩和措置」が設けられている（R11年度まで）



↑ 図①



図②→



図③→

3 国保会計の財政見通し

■ R11年度までの財政見通し

- ・ 県に納める納付金額
 - ➡県においてR11年度まで試算をしている（R6.1時点）。
R11年度までの財政見通しを立てることが可能。
- ・ 子ども・子育て支援金
 - ➡R8年度以降、保険税に段階的に加算されることが決定。
現時点で花巻市が納める支援金額は示されていないが、1人当たりの支援金額は示されている（国の試算額）。

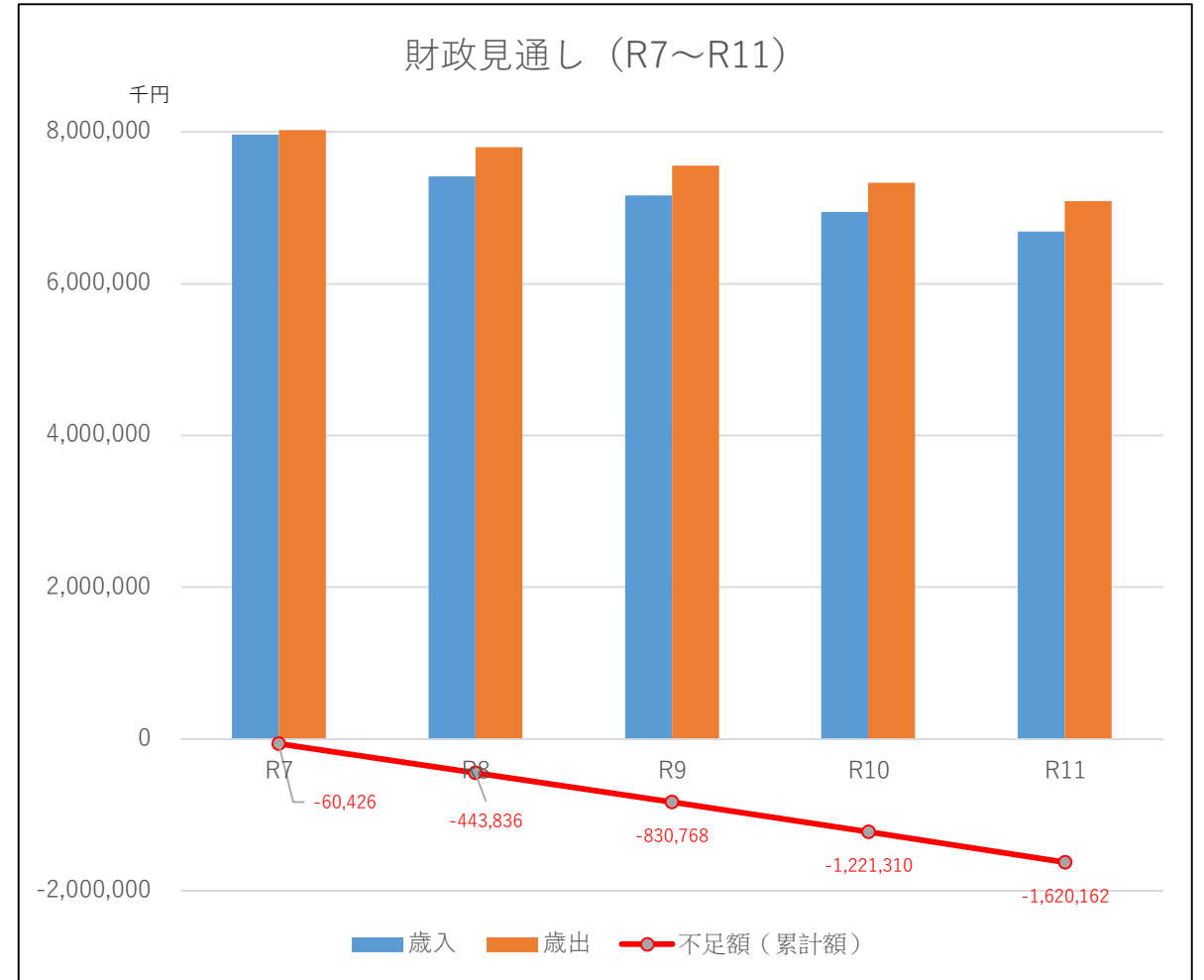
■ 現行税率を維持した場合の各年度の収支

- ・ R7年度 △60,426千円（基金残高318,000千円活用後）
- ・ R8年度 △383,410千円
- ・ R9年度 △386,932千円
- ・ R10年度 △390,542千円
- ・ R11年度 △398,852千円

R11年度まで現行税率を維持するには1,620,162千円の財源不足



税率の見直しが必要



- ・ R7年度で基金（318,000千円）が枯渇。基金を全額活用しても、なお歳入不足。
- ・ 歳入、歳出ともに減少傾向にあるものの、歳出より歳入の減少率が高いため、赤字（歳出超過分）の増加幅は年々大きくなる見込み。
- ・ R8年度以降の歳入・歳出には「子ども・子育て支援金」を含む。
（国の試算額1人当たり支援金額×被保険者数）

4 税率見直しの方向性

■ 税率見直しの考え方

現在は「単年度で収支の均衡がとれていない税額」



「単年度で収支の均衡がとれる税額」へ到達することが必要

■ 「単年度で収支の均衡がとれる税額」に達する時期をいつとするか

市町村が県に納める納付金額について、県がR11年度まで試算をしている



R11年度まで財政見通しを立てることが可能

■ 「単年度で収支の均衡がとれる税額」はいくらか

R11年度の「収支の均衡がとれる税額」は1人当たり96,900円（見込）

（上記税額には「子ども・子育て支援金（国の1人当たり試算額4,800円）」を加算している）

→R6年度の1人当たり税額は72,400円



R11年度までに24,500円の引き上げが必要

■ 税率改正の方針

『財政見通しが立てられる最終年度（R11年度）に「収支の均衡がとれる税額（96,900円）」に到達』することを目標とする。

5 負担緩和について

■ 花巻市国保の現状と税額引き上げに対する影響

■ 花巻市（国保）の現状

- ・ 高齢者（65歳～74歳）の割合が高い
 - ➡ 全体の53.8%（R4年度末）が高齢者
 - ※高齢者の割合は年々増加傾向
 - ➡ 県内（33市町村）では11番目に高い割合（平均より+1.56%）
- ・ 1人当たりの平均所得額が低い
 - ➡ 低所得者（均等割軽減世帯）の割合が高い 65.5%（R5年度末）
（7割軽減 30.7%、5割軽減 20.8%、2割軽減 14.0%）
 - ➡ 県内（33市町村）では、下から11番目に低い（平均より△20,370円）
- ・ 1人当たりの医療費は低い
 - ➡ 1人当たりの医療費は年々増加傾向
 - ➡ 県内（33市町村）では、下から13番目に低い（平均より△6,729円）

■ 保険税水準統一の影響

- ・ 市町村ごとに異なる「保険税率」や「医療費の差異」を平準化することで
 - 「医療費（保険税率）が高い市町村」は、統一することで負担が減少
 - 「医療費（保険税率）が低い市町村」は、統一することで負担が増加
 - ➡ 花巻市は負担が増加する側（医療費の実態に合わない税負担が発生）

■ 税額を引き上げることで…

- ・ 国保の被保険者は保険税負担率が高いため、さらに生活への影響（負担）が増す。
 - ➡ 高齢者も多く、低所得者の割合も高いため、負担は大きい
- ・ 世帯主が納税義務者のため、世帯人数が多いほど引き上げる税額への影響は大きい。
 - ➡ 子育て世帯にとっては大きな負担
- ・ 保険税水準が統一されることで、医療費水準が低い花巻市の被保険者にとっては、実態に伴わない負担が発生。
 - ➡ 花巻市の被保険者によらない税負担の発生

■ しかし…

「収支の均衡がとれる税額」に到達しない限り、歳入不足を補う財源を確保し続けなければならない。

「収支の均衡がとれる税額」に到達しておかないと、「完全統一（すべての市町村が同じ税率）」された場合の影響（保険税の引き上げ額）が大きい。

5 負担緩和について

■ どのように「収支の均衡がとれる税額」に到達するか

➡負担の緩和を図るため、年度ごとの上げ幅を平準化したい

① 基金残高を活用して平準化した場合

R 6年度	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度	R 11年度
72,400円	80,900円 (+8,500円)	89,400円 (+8,500円)	92,900円 (+3,500円)	95,400円 (+2,500円)	96,900円 (+1,500円)

➡基金残高が少ない（R6年度末で3.18億円見込）ため、基金活用額を抑えるために早い段階（R7、R8年度）で引き上げ額を高くしなければならない。

R7～8年度で各+8,500円、2年間で+17,000円の上げ幅

上げ幅の大きい年度が2年続き、負担は大きい

② 完全に平準化した場合

R 6年度	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度	R 11年度
72,400円	77,300円 (+4,900円)	82,200円 (+4,900円)	87,100円 (+4,900円)	92,000円 (+4,900円)	96,900円 (+4,900円)

➡最も負担が少ない上げ幅は、毎年度の上げ幅を同額とすること。

この場合の税額の上げ幅は毎年度+4,900円。

R7、R8年度の2年間で+9,800円の上げ幅。①の場合と比較して△7,200円。

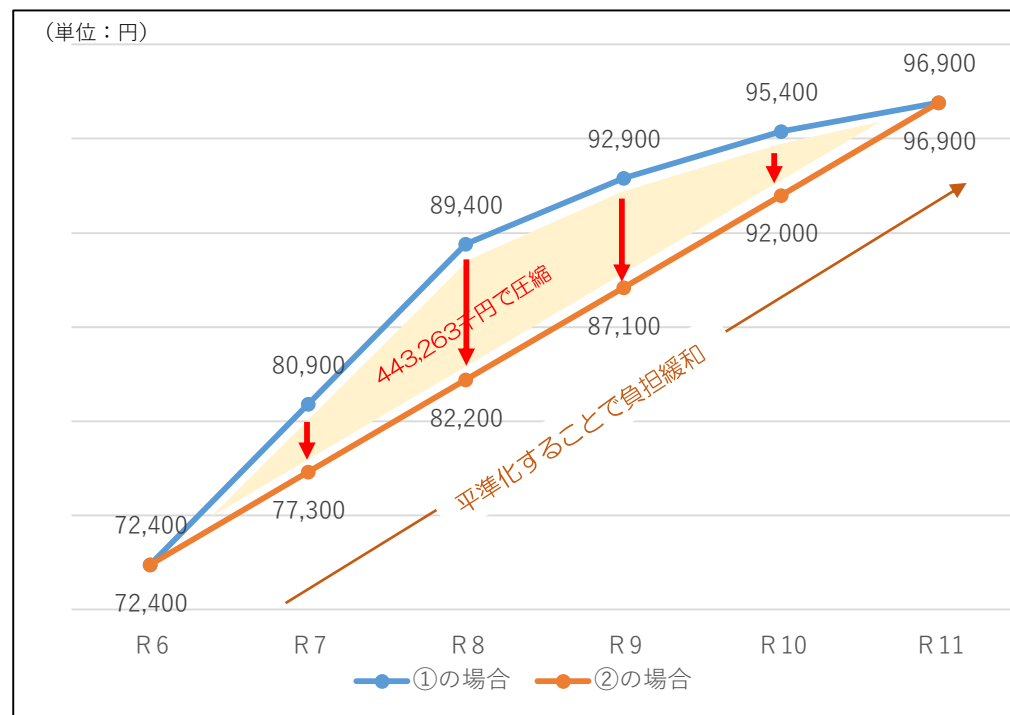
上げ幅を均等にすることで負担は抑えられるが…

基金残高（3.18億円）では足りない

基金残高のほかに443,263千円の財源が必要

★税率改正のポイント

- 「収支の均衡がとれる税額」に到達するまでの引き上げ額に対して平準化を行う（激変緩和措置）。
- 不足する財源は一般会計から繰入れ（繰入後、基金積立）。



(参考)

- 花巻市国民健康保険の被保険者は16,413人（全体の18.2%）
11,270世帯（全体の28.9%）
- 443,263千円の充当額は1人当たり 27,007円（1年度当たり5,401円）
1世帯当たり39,331円（1年度当たり7,866円）

6 税率改正案

■ R 7 年度税率改正案

1 人あたり保険税額 77,300円（R 6 年度比+4,900円）

	所得割率				均等割額				平等割額			
	現行税率	改正案	差	(参考)標準税率	現行税率	改正案	差	(参考)標準税率	現行税率	改正案	差	(参考)標準税率
医療分	6.50%	6.50%	改定なし	6.00%	16,500円	16,500円	改定なし	25,632円	16,300円	16,300円	改定なし	16,737円
後期高齢者支援金分	2.00%	2.50%	+ 0.50%	2.96%	6,900円	9,500円	+ 2,600円	12,332円	5,600円	7,000円	+ 1,400円	8,053円
介護納付金分	2.00%	2.00%	改定なし	2.45%	7,500円	7,900円	+ 400円	12,439円	7,800円	7,800円	改定なし	6,105円

- ◎税率設定の考え方
- 将来的に県内市町村の税率が統一されることを踏まえ、県の算定方法による『標準税率』に近づけていく
- ① 標準税率により「医療分」、「後期高齢者支援金分」、「介護分」の各賦課額（割合）を求める

② 各賦課額をもとに「所得割」「均等割」「平等割」を設定
 - ・ 現行税率が標準税率を上回っている場合 ⇒ 据え置き
 - ・ 現行税率が標準税率を下回っている場合 ⇒ 引き上げる

■ 補正予算案

一般会計から443,263千円を国保会計に繰り入れる。

国保会計に繰入れ後、基金に積立を行う。

- ※一般会計からの繰入（法定外繰入）について
- 国や県は、「赤字補填」「決算補填」目的の『法定外繰入』の解消を求めている（ペナルティ措置あり）。
- 現時点においては、今回の「基金積立」のための『法定外繰入』は、「赤字補填」「決算補填」ではないためペナルティ措置の対象とならない。

7 その他

■今後の予定

11月上旬 国保運営協議会（条例改正案、補正予算案について諮問）

12月 市議会定例会に議案上程（条例改正案、補正予算案）

※ R8年度以降の税率改正について

- 本改正内容は、R6年1月に県が提示した納付金額により、R11年度までの財政見通しを立てたもの。
- 今後の医療費の伸びや被保険者の減少などにより、県試算時の見通しから（上振れ、下振れ）の可能性がある。
- このため、毎年度、財政見通しを検証したうえで、税率を再設定する（税率改正）。
- R8年度以降、+4,900円を上回る上げ幅が生じたとしても、追加の財政措置は行わない（税に賦課）。

(参考) R11年度までの税率（見込）

■現時点の税率改正の見通しは次の通り。
ただし、R7年度からR11年度までの税率は、R6年度標準税率を参考に試算したものである。
R8年度以降の税率は、毎年度県から新しい標準税率が示される都度、見直すこととする。

		R6 (標準税率)	R6 (現行税率)	R7	R8	R9	R10	R11
医療分	所得割率	6.00%	6.50%	6.50%	6.50%	6.50%	6.50%	6.50%
	均等割額	25,632円	16,500円	16,500円	16,500円	19,000円	22,500円	26,500円
	平等割額	16,737円	16,300円	16,300円	16,300円	17,000円	17,000円	17,500円
後期高齢者支援金分	所得割率	2.96%	2.00%	2.50%	2.60%	2.80%	2.90%	3.10%
	均等割額	12,332円	6,900円	9,500円	11,000円	12,000円	12,400円	13,200円
	平等割額	8,053円	5,600円	7,000円	7,000円	8,000円	8,400円	8,900円
介護分	所得割率	2.45%	2.00%	2.00%	2.10%	2.20%	2.30%	2.50%
	均等割額	12,439円	7,500円	7,900円	9,300円	10,400円	12,200円	12,800円
	平等割額	6,105円	7,800円	7,800円	7,800円	7,800円	7,800円	7,800円
子育て支援金	所得割率	－	－	－	※現時点ではR8年度以降の子育て支援金の税率は試算できない (県から納付金額が示されていないこと、システムが子育て支援金の税率を試算できる対応になっていないこと)			
	均等割額	－	－	－				
	平等割額	－	－	－				
賦課総額における応能：応益			51.74：48.26	50.89：49.11	50.17：49.83	48.21：51.79	46.35：53.65	44.58：55.42
1人当たり税額		－	72,400円	77,300円	79,200円	83,500円	87,200円	92,100円
子育て支援金		－	－	－	3,000円	3,600円	4,800円	4,800円
1人当たり税額 (子育て支援金含む)		－	72,400円	77,300円	82,200円	87,100円	92,000円	96,900円
前年度比		－	－	+4,900円	+4,900円	+4,900円	+4,900円	+4,900円

※R6（現行税率）の青字は標準税率を上回っているもの。R7の赤字は税率を変更するもの。
※「子育て支援金」は、県から納付金額が示されていないため国が試算した1人当たり支援金額を仮で加算している（R8年度以降）。

(参考) モデルケース (税額)

1人当たり税額の上げ幅			+4,900円	+4,900円	+4,900円	+4,900円	+4,900円	+24,500円
			() は前年度比					
例 1		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R6→R11
本人 (25)	給与収入：150万円 給与所得：95万円 2割軽減	80,440円	86,240円 (+5,800円)	90,960円 (+4,720円)	96,760円 (+5,800円)	101,920円 (+5,160円)	107,600円 (+5,680円)	+27,160円
例 2		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R6→R11
本人 (45)	給与収入：280万円 給与所得：188万円	292,650円	312,800円 (+20,150円)	336,340円 (+23,540円)	361,050円 (+24,710円)	388,390円 (+27,340円)	415,670円 (+27,280円)	+123,020円
妻 (40)	給与収入：100万円 給与所得：45万円							
子 (15)								
子 (10)								
例 3		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R6→R11
本人 (50)	営業所得300万円	361,350円	381,600円 (+20,250円)	398,540円 (+16,940円)	418,350円 (+19,810円)	437,690円 (+19,340円)	459,770円 (+22,080円)	+98,420円
妻 (50)								
例 4		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R6→R11
本人 (64)	給与収入：96万円 給与所得：41万円 年金収入：50万円 年金所得：0万円 7割軽減	18,180円	19,500円 (+1,320円)	23,370円 (+3,870円)	25,860円 (+2,490円)	28,890円 (+3,030円)	30,810円 (+1,920円)	+12,630円
例 5		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R6→R11
本人 (70)	年金収入：200万円 年金所得：90万円 2割軽減	76,190円	81,740円 (+5,550円)	86,410円 (+4,670円)	92,110円 (+5,700円)	97,220円 (+5,110円)	102,800円 (+5,580円)	+26,610円
例 6		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R6→R11
本人 (73)	年金収入：200万円 年金所得：90万円	74,300円	79,950円 (+5,650円)	87,920円 (+7,970円)	94,410円 (+6,490円)	101,380円 (+6,970円)	107,620円 (+6,240円)	+33,320円
妻 (70)	年金収入：78万円 年金所得：0万円 5割軽減							

※R8年度以降の税額には「子ども・子育て支援金」(国の試算額1人当たりR8年度3,000円、R9年度3,600円、R10年度以降4,800円)を加算している。

「子ども・子育て支援金」は所得状況に応じた軽減(均等割7～2割)と子どもの10割軽減が適用されるため、対象世帯は上記の金額より少なくなる見込み。